

令和3年度 入園のしおり



訓子府町認定こども園

「わくわく園」

訓子府町認定こども園の教育・保育について

歴史あるくねっぴ保育園・訓子府幼稚園の伝統と特色を生かし、それぞれの機能を生かしつつ、幼保連携型認定こども園として、一体化した教育・保育運営を行っています。

1 幼保連携型認定こども園とは・・・

幼保連携型認定こども園は、教育基本法上の「学校」として位置づけられるとともに、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方の性格を兼ね備えた教育・保育施設です。幼稚園の教育要領と保育園の保育所保育指針を合わせた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、それぞれの理念と目的に準じ、地域性を配慮して教育課程・保育課程を作成し、一貫した就学前教育活動と、子ども子育て支援法の趣旨にのっとり、地域・保護者の子育て支援を行う幼児施設です。

2 幼保一体化の目的と魅力ある「わくわく園」の特徴



《0～5歳児すべての子どもたちの健やかな育ちの保障》

(1) 「認定こども園教育・保育要領」に基づく教育・保育の実施

- ・子どもの最善の利益の尊重を第一義にします。
- ・一貫して「養護」が基盤となり、保健師の専門性を活かしながら、養護と教育の一体性を大切にされた教育・保育活動を行っています。

(2) 地域の子育て支援の充実

- ・子育て支援の担当職員や保健師、管理栄養士を配置し、子育て支援センターと連携した地域の子育て支援を行っています。
- ・就園児や子育て相談や未就園児を対象とした園開放、子育て支援講座等を行っています。
- ・特別な支援を要する児の早期発見に努め、特別支援教育の充実を図っています。

(3) 食育を中心とした地域連携と完全給食の提供

- ・地域食材の利用：生産者との触れ合い、こども園での収穫物調理への参加を行っています。
- ・給食調理室の充実：調理風景、メニュー等への興味関心・調理員との触れ合いに努めています。
- ・離乳食の対応：乳幼児期の食の安心、安全確保に努めています。
- ・お弁当の日：親子の関係の充実、深まり・保護者の食概念の確認等に努めています。
- ・移動キッチンを活用：成長段階（年齢）に合わせた調理体験や地域との交流を行っています。
- ・管理栄養士の専門性を活かし、園児、保護者に対する食育学習を行っています。

(4) 就労支援・子育て支援としての保育機能の充実

- ・教育・保育時間の設定を工夫し、保護者の就労支援やニーズに配慮した運営に努めています。
- ・入園に関する町独自の事業を含め、就園を希望する6か月から就学前までのすべての子どもが入園できる制度や預かり事業の体制を整備し、一時保育機能の充実を図っています。

3 教育・保育の指針と教育目標



未来にきらめく子どもたち
に生きる力を

**にこにこ
たくましく
元気な子**

- ・友達といきいきと遊ぶ
- ・自然との触れ合いを楽しむ
- ・自ら体づくりを楽しむ
- ・みんなでもりもりおいしい給食
- ・明るくのびのびと生活する

**きらきら
心豊かな
やさしい子**

- ・感性を大切に
- ・0～5歳児の関わり
- ・小学校・中学校・高校との関わり
- ・身近な大人との触れ合い
- ・地域との触れ合い
- ・自然や命を大切に

**わくわく
考え
工夫する子**

- ・主体的に活動する
- ・共に考え、育ち合う
- ・友達と一緒に達成感を味わう
- ・興味・関心をもつ
- ・思考力・創造力を養う
- ・伝える力、聴く力を養う

たくさんの自然 クラス保育・縦割り保育・合同行事 食育活動 地域とのつながり
思いを実現できる環境 のびのび生活できる環境 おいしい自園内給食・地域食材
充実した遊具 リズム運動とあそび

保護者との学び合い
相談しやすい体制づくり
保護者も楽しく関われる園

園児・保護者・地域・職員
関わる全ての人を楽しめる園

職員のチーム力・研修の充実
元気で笑顔の職員

基本的コンセプト

「未来にきらめく子どもたちに生きる力を」

○たくさんの自然 ○クラス保育・縦割り保育・合同行事 ○食育活動 ○地域とのつながり
○思いを実現できる環境 ○のびのび生活できる環境 ○おいしい自園内給食・地域食材
○充実した遊具 ○リズム運動と遊び

【教育・保育指針】

教育・保育指針 平成28年4月1日制定

☆ にこにこ たくましく 元気な子
☆ きらきら 心豊かな やさしい子
☆ わくわく考え 工夫する子

【教育・保育目標】

☆教育・保育目標	平成28年4月1日制定
<ul style="list-style-type: none">・自然に親しみ 元気に遊ぶ子・心豊かで 思いやりのある子・しっかり考え 進んで取り組む子・健康で 明るくあいさつができる子	



教育・保育要領について

乳幼児期における教育及び保育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの



幼児教育の重要性

子ども子育て支援制度の整備とこども園制度の誕生…質的・量的改善

【5つの領域】

『生きる力』の育成

- 健康** → 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 人間関係** → 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- 環境** → 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 言葉** → 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 表現** → 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

4 認定制度

お子さんを認定こども園などの特定教育・保育施設に入園させる場合、全国共通の認定制度というものが国で決められており、認定を受けなければ、入園させることができません。

認定は、町が行い、保育料の決定や指導要録への記載など、園生活を送る上で、さまざまな場面で必要になるものです。

本町では、認定の申請は入園申込と併せて行い、入園承諾書に認定結果を記載しています。

保護者の就労(就業時間の変更)、離職、出産などがありますと、当初の認定が変わる可能性があり、その場合、「認定の変更届」が必要になりますので、その都度、こども園にお知らせください。

《1号認定・2号認定・3号認定について》

(1) 保護者が子どもの保育を希望する場合、保育を必要とする要件に照らし合わせて、保育認定を行っています。

- ・保育認定を受けた子どもは、**満3歳未満の子どものことを「3号認定」**
- ・**満3歳以上の子どものことを「2号認定」と**言います。

保育の必要性が認定された場合、次に「保育必要量」について審査され、**保護者の就労時間に応じて、②保育短時間か③保育標準時間に**分けられます。

(保育を必要とする要件については別紙)

(2) 3歳以上のお子さんが保育を必要とする要件に該当すれば、②保育短時間か③保育標準時間となり、**保育を必要とする要件に該当しない場合は、①教育標準時間**といます。

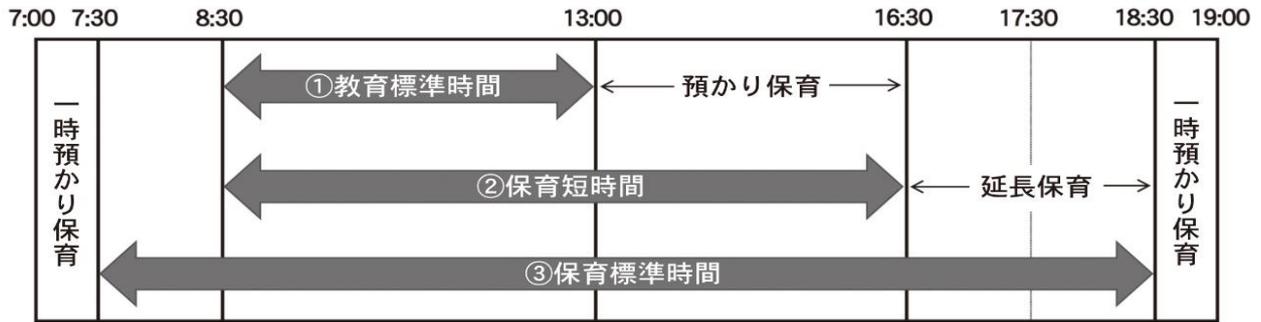
- ・**教育標準時間は、3歳以上であれば、年齢に関わらず、「1号認定」と**いいます。

(1号認定は、午後からの預かり保育の制度があります)

(3) 3歳未満のお子さんで保育を必要とする要件に該当しない場合、原則、家庭での保育となりますが、特別な事情により入園を希望する場合は、事前にご相談ください。



【保育時間】



- ①教育標準時間 3歳以上：1号認定
- ②保育短時間 0～2歳：3号認定 3歳以上：2号認定
- ③保育標準時間 0～2歳：3号認定 3歳以上：2号認定

《子育て応援保育》

町内・町外在住者で、特別に保育を希望する方へ

- ・住民票を移すことができない里帰り出産、町内事業所への短期就労等の理由で、一時的に保育を必要とする場合（広域保育が利用できない場合に限る）
- ・町民で、短期・短時間の就労、災害、家族の看護、育児疲れの解消等の理由で一時的に保育を必要とする場合

*定員を超える申し込みがあった場合は、利用できないこともあります。

資 料【認定制度】



- ・保育短時間認定（パート等の就労で、最低月48～64時間以上）…8時30分～16時30分までの最長8時間の保育

保育を必要とする要件	
①就労	⑦就学（職業訓練を含む）
②妊娠・出産	⑧虐待やDVの恐れがあること
③保護者の疾病・障害	⑨育児休業時に、すでに保育を利用している子どもがいる場合
④同居又は長期入院している親族の介護・看護	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
⑤災害復旧	
⑥求職活動（起業準備を含む）	

- ・保育標準時間認定（フルタイムの就労を想定）…7時30分～18時30分までの最長11時間の保育
- ・保育を必要とする要件に該当しない（保護者がいて、家庭で保育ができる）場合で、入園を希望する場合…3歳以上児は、認定制度による正規の1号認定として8時30分～13時00分までの幼稚園教育の後、引き続き16時30分までの預かり保育の制度があります。3歳未満のお子さんで特別な事情により入園を希望する場合は、事前にご相談ください。

【認定制度一覧表】

就労等 保育を 必要と する家 庭	保育標準 フルタイム 就労等	0～2 歳児	3号認定 保育時間 7:30～18:30	
		3歳 以上児	2号認定 保育時間 7:30～18:30	※8:30～13:00 は、幼稚園部と同一学級で教育を行う。
	保育短時間 パート就労等	0～2 歳児	3号認定 保育時間 8:30～16:30	
		3歳 以上児	2号認定 保育時間 8:30～16:30	※8:30～13:00 は、幼稚園部と同一学級で教育を行う。
保育を 必要と しない 家庭	家庭で保育 できる環境 にある	0～2歳児	認定制度対象外	※事前にご相談ください
		3歳 以上児	1号認定（幼稚園教育） 8:30～13:00（+預かり保育）	※8:30～13:00 および預かり保育部分について、2号認定児とともに学級を編成し、幼稚園教育・保育を行う。
子育て応援保育	子育て応援保育として、住民票を移すことができない里帰り出産、町内事業所への短期的就労などの理由で保育が必要なお子さんを預かる制度で、原則として、広域保育が利用できない場合に、実施します。 (認定こども園の定員を超える申込があった場合、利用できないこともあります。)			
延長保育	7:00～7:30、18:30～19:00の各30分間は、特別の事情がある場合に限り、申請により可能です。			

5 開園日・保育時間

開園日: 日曜日、祝祭日、12月29日～1月4日、を除く毎日。詳しくは、次表を参照。

土曜日	保育園部（2号認定・3号認定の保育認定の園児）は通常保育と同様。幼稚園部（1号認定…教育標準の園児）は、原則として利用できません。保育を必要とする場合は、ご相談ください。
日曜日及び 祝祭日	休日保育については、実施しません。 ※今後、ニーズの有無を検討しながら、ファミリーサポートの活用を検討していきます。
年度始・年度末 (修了式～入園式)	土曜日と同様に、保育を必要とする園児は通常通り実施、教育標準園児（1号認定）は、預かり保育を実施します。
長期休業中	上記と同じ

【わくわく園の日課】

日課表の例（保育標準と保育短時間の園児では、登園時間、降園時間に違いが出てきます。）

園児の1日の生活 【時間】	0～2歳児 3号認定	3～5歳児 2号認定	3～5歳児 1号認定
7:00～時間外保育	時間外保育（延長保育）	時間外保育（延長保育）	時間外保育（一時預かり保育）
7:30～ 8:30～	登園時間順次登園 持物の始末	登園時間順次登園 自由遊び	登園時間順次登園 自由遊び
9:00～	自由遊び 午前のおやつ （0～2歳児） 午前午睡 散歩等	学級活動 散歩、砂、泥、土 リズム遊び、絵画 製作、行事	学級活動 散歩、砂、泥、土 リズム遊び、絵画 製作、行事
11:00～ 11:30～	給食	給食準備 給食	給食準備 給食
12:30～ 13:00	午睡	午睡 ※3歳児～午睡 4歳児～活動日有 5歳児～活動日有	降園準備 降園（午睡） 4歳児～活動日有 5歳児～活動日有
14:30～ 15:00	起床 おやつ 自由遊び	起床 寝具片付け おやつ 自由遊び	
16:30	（降園時間）	（降園時間）	降園時間
18:30	降園時間	降園時間	
19:00	延長保育	延長保育	

※1号認定児童および保育短時間認定児童については、7:30から登園可能となりますが、保育士の配置の関係から、あらかじめ、およその登園時間をお知らせいただければと思います。

※7:00～7:30、18:30～19:00は、開園時間外となりますので、特別に認められた場合のみ、「延長保育」として、保育が受けられます。

※土曜日及び長期休業中は、2号及び3号認定利用児童につきましては、通常保育となります。また、1号認定利用児童につきましては、保護者の希望により、「預かり保育」として利用が可能です。